

『阪神・淡路大震災と住宅局営繕部』

活 動 記 録

「大震災を体験した営繕部の対応とその教訓」

平成8年3月

神戸市住宅局営繕部

目 次

はじめに	1
1 震災後の営繕部の動き	
(1) 震災後1年の営繕部の業務内容	2
(2) 活動の記録（震災後8か月）	7
2 主な業務の活動記録	
(1) 公共建築物の被害調査	22
(2) 予算見積り	29
(3) 公共建築物の復旧（市本庁舎被災記録を含む）	32
(4) 公共建築物の復興への取り組み	44
(5) 応急仮設住宅の建設	51
(6) 住宅応急修理の実施	60
(7) 震災への対応等	
① 家屋解体の単価決定	68
② 平成7年度営繕部復興促進臨時体制	70
③ 事務室の確保	71
④ 市災害対即本部等への応援	72
3 今後の課題	74
《大震災を体験して》	77

【資料】

1. 復旧工事等一覧	
(1) 平成6年度工事・補修	84
(2) 平成7年度工事・補修	93
2. 応急仮設住宅建設工事一覧	112
3. 応急仮設住宅の供与（「災害救助の実務」より抜粋）	114
4. 応急仮設住宅1Kタイプ特記仕様書及び一般標準図	120
5. 営繕部職員名簿	
(1) 平成6年度	127
(2) 平成7年度	129
(3) 他都市派遣職員名簿	131

はじめに

平成7年1月17日(火)午前5時46分、淡路島北端を震源地とする「兵庫県南部地震」が発生した。その被害は、戦後最大で、死者は5500人を超え、倒壊焼失家屋は20万戸に達し、被害額は10兆円を上回るといわれている。

この地震は、マグニチュード7.2の直下型地震で、神戸では震度VIの烈震を記録したが、後日、気象庁の現地調査によって、特に被害の大きかった旧市街地の幅約1kmの帯状の地域を震度VIIの激震と発表された。

被災者にとっては長く感じた10秒余りの揺れであったが、戦後50年営々と築かれた神戸の街が壊滅状態になった。地震のエネルギーというものを、改めて認識しなければ到底理解できない出来事である。

特に、道路をふさぐ倒壊建物や、中間階が破壊している高層建築を目の当たりに見るとき、建築に携わってきた者にとっては胸をえぐられ、その無残さには涙する思いであったが、この日は冬期で、連休明けの早朝で、無風であったことを忘れてはならない。

営繕部が関与する公共建築物の被害の中で、特記すべきものは、市庁舎2号館と西市民病院である。共に、災害時に重要な役割を果たすべき施設にもかかわらず、中間階が破壊した施設である。また、市庁舎2号館は、平成2年に全面改装を施したものの、西市民病院は、全面改装工事中であった。これらの施設に取り組む営繕業務のあり方に大きな課題を与えてくれるものである。

阪神大震災は、規模がこれまでの常識をはるかに上回るものであるため、一組織、一個人の取組では限界があった。しかし、被害を最小限にするための、様々なレベルでの防災対策は、可能である。

本報告書は、様々な経験をした営繕部の1年間を記録に留めることにより、時とともに風化され、係わった職員の頭に断片的にしか残っていないということにならないように、また、他の自治体等の営繕関係者の参考に供することを目的としてまとめたものである。

本報告書が、関係者のお役に立つとともに、より一層、市民に親しまれる公共建築物づくりの一助となれば大変幸いである。

平成8年3月

神戸市住宅局営繕部長
西川靖一

1 震災後の営繕部の動き

(1) 震災後1年間の営繕部の業務内容

「兵庫県南部地震」の激震が、近代的な大都市における初めての直下型大地震として、すさまじい破壊力をもって神戸市を襲った。

この震災は、家屋の倒壊等により多くの人命を奪い、都市基盤や構造物に甚大な被害をもたらした。そして、復旧から復興への道のりが長期化するに伴い、市民生活における震災の影響は震災直後とは違った拡がりを見せてきている。

神戸市の公共建築物においても多大な被害を受けたが、神戸市の建築関係業務を所管している営繕部の震災後の業務は、公共建築物の復旧だけにとどまらず、応急仮設住宅の建設をはじめとした幅広いものとなった。

震災後の緊急対応から復旧、そして復興へと動きだした営繕部の活動内容について、その業務内容とこの1年間の動きを次の〔表-1〕及び〔図-1〕にまとめた。

〔表-1〕 震災後の住宅局営繕部の活動・業務内容（地震発生から平成8年3月にかけて）

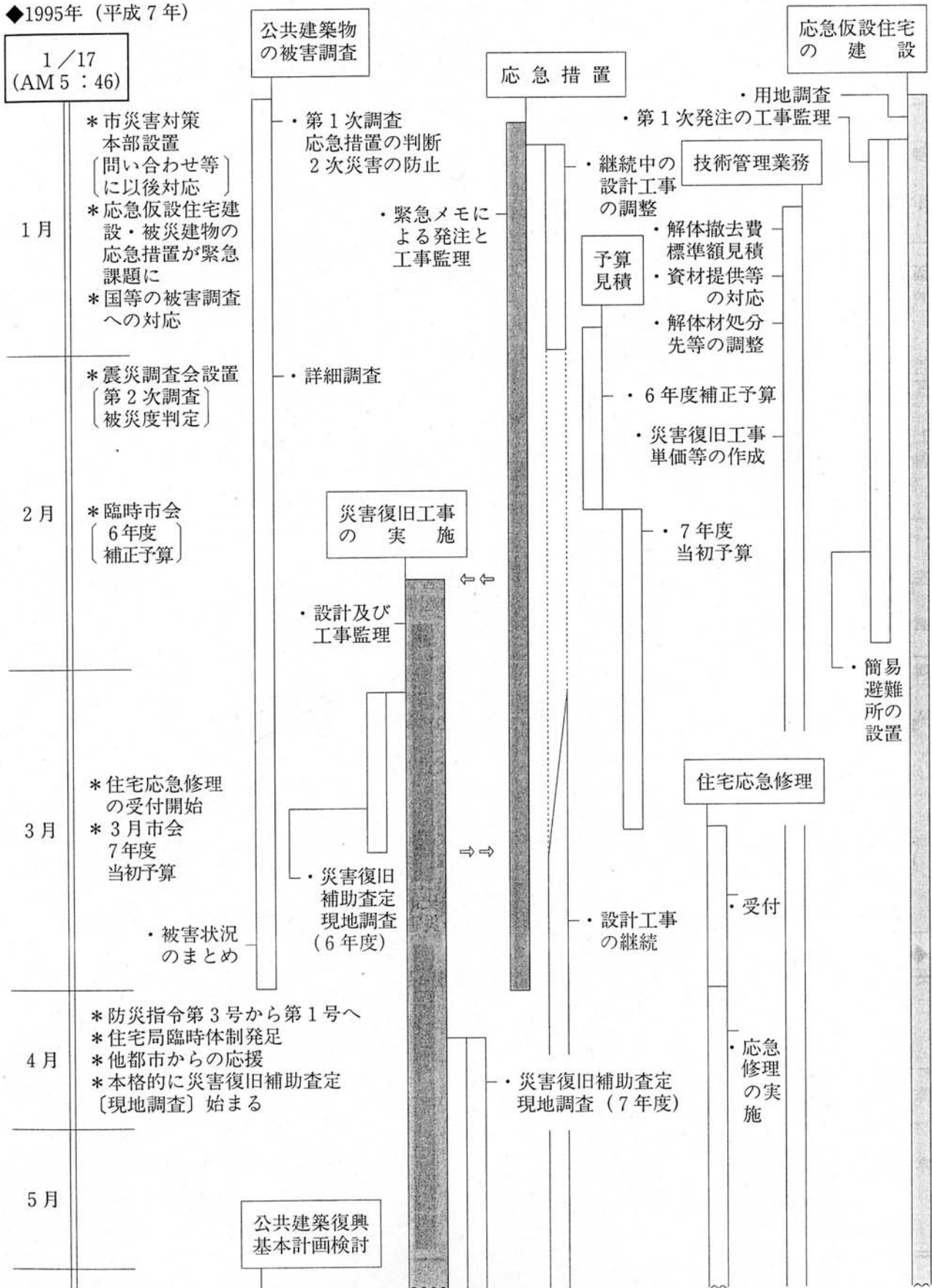
項 目	内 容
公共建築物の被害状況調査 営繕部所管の施設の被災状況を把握するための調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次調査 〔2次災害の防止・建物使用可否及び応急措置の判断〕 ・ 第2次調査 〔主要施設及び第1次調査で被災が確認された施設を中心にした被災度判定〕
予算見積り 営繕部所管の施設に係る営繕見積（設計費・工事費等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害額の算定 ・ 6年度補正予算の見積り ・ 7年度当初予算の見積り ・ 8年度予算の見積り
応急仮設住宅の建設 『災害救助法』に基づく応急仮設住宅建設のための用地調査・設計・発注・工事監理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設用地調査 〔神戸市内建設分（約29,178戸）の敷地形状・利用状況・周辺道路・設備引き込み・工事進入路の状況等の調査、配置計画の検討〕 ・ 1次発注（1,013戸）の工事監理 ・ 8次発注（1,968戸）及び10次発注（450戸）の設計・工事監理 ・ 兵庫県都市住宅部との連絡調整 ・ 神戸市建設主体（住宅供給公社、都市整備公社）間の調整 ・ 簡易避難所の設置
住宅応急修理の実施 『災害救助法』に基づく被害を受けた住宅の応急修理の実施に伴う事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅応急修理の広報 ・ 申し込みの受付 ・ 修理工事の発注 ・ 申し込み者との調整 〔施工時期等〕

項 目	内 容
技術管理に関する業務 災害復旧に係る神戸市全体の 建築業務に関する連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事費標準額の算定 ・災害廃棄物処分先等の調整 ・復旧資材等の提供申し出への対応 ・災害復旧工事の仕様書・単価等の作成 ・コスト低減方策の本格実施 (VE特約条項付契約・VE提案付入札・出来高段階 払方式他) ・神戸市建築技術管理委員会の事務局
設計・工事の継続 震災による中断または中止、 続行、見直しへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・発注・工事の中止、続行、延期等の主管課へのヒアリング ・主要工事の継続 (神戸市看護大学新築工事、新須磨荘新築工事、中央 卸売市場西部市場新築工事、老人健康センター建設 工事、福住小・灘小・真野小・若宮小・成徳小改築 工事他) ・神戸市建築工事設計監理外注委員会の事務局
災害復旧工事の実施 営繕部所管施設の災害復旧の ための計画・設計・発注・工 事監理等	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置及び緊急メモによる発注 ・被害状況の詳細調査の実施 ・仮設消防署の建設 (生田消防署・葺合消防署) ・災害復旧費国庫補助申請関係資料の作成 (災害復旧工事費積算内訳書・復旧図面等の国庫負担 (補助) 事業計画書資料の作成) ・国の現地調査(補助査定)の立会・説明 ・災害復旧工事の設計・発注・工事監理・検査 (本庁舎2号館、中央卸売市場東部市場、区役所、区 民センター、民生施設、小中学校、歴史的建造物(文 化財) 他)
公共建築復興基本計画の策定 震災の教訓を生かしたこれか らの公共建築づくりに関する 基本計画の検討・策定業務	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市公共建築復興基本計画検討委員会の設置 ・実務的かつ技術的な検討を行う検討部会の設置 ・施設計画(建築・設備・管理運営等)にかかる調査の実施 ・構造被害要因のマクロ分析の実施 ・復興基本計画の検討 ・指針(計画指針・技術指針)の検討 ・検討委員会及び検討部会の事務局
建替工事の実施 被災施設(倒壊・大破)で早 期再開の必要の高い施設の建 替のための計画・設計・発注	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校(11校)改築工事の設計・発注 (本山第2小、宮川小、多聞東小、本山中、烏帽子中、 魚崎中、鷹匠中、飛松中、丸山中、須磨高、神港高) ・水上消防署改築工事の設計 ・西市民病院再整備他の基本計画

その他の震災関連業務	
(1)市災害対策本部への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や報道機関の問い合わせ等への対応（電話・対応） ・区役所応援、救援物資搬送の応援 ・避難所出務応援、避難所面談調査等
(2)国・建築学会等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国（建設省、文部省等）や日本建築学会等の調査の立会い等
(3)他部局の応援依頼への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅部への職員派遣（住宅復興計画検討） ・建築部への職員派遣（マンション建替相談） ・環境局への職員派遣（解体撤去関係） ・歴史的建造物修理費の助成事業（阪神・淡路大震災復興基金）による災害復旧修理費の助成 〔現地調査及び補助申請書類の作成等〕 ・住宅市街地総合整備事業に係る従前居住者用賃貸住宅（受皿住宅）の建設 〔設計・発注・工事監理・検査等〕
(4)執行体制等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時執行体制の調整 〔震災に伴う多量かつ多様な業務を効率的に執行して いくための執行体制を臨機に調整〕 ・執務室の確保 〔本庁舎1号館 8階会議室 ⇒同23階AV会議室⇒ センタープラザビル 東館10・14階⇒本庁舎4号館2・3階〕 ・他都市からの応援への対応 〔札幌・川崎・横浜・京都・大阪・広島各都市から の応援職員〕

〔図一〕 地震発生から1年間の営繕部の動き（復旧から復興へ）

◆1995年（平成7年）



(2) 活動の記録（震災後 8 か月）

	活 動	備 考
1 月	<p>17 AM 5 : 46阪神大震災起こる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2号館立入禁止。1号館 8階に対策本部設置。 本庁舎の主な被害状況 ① 1号館 EVの停止、ゴンドラ（外部窓拭き用）の破損、天井・壁・建具・パーテーション等内装仕上げに軽微な損傷、空調の停止（1、2、3号館共）。 ② 2号館 6階が崩壊し上部が1.50m北に移動、5階柱の一部破損、8階1号館への渡り廊下落下。 ③ 3号館各階とも中央部コアの耐震壁に剪断クラック多数発生、外部窓ガラス全体の約半数（ハメ殺し部）の破損、EVの停止。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長より応急仮設住宅の建設について指示を受け、土木局公園緑地部と協議し、被災地を中心に建設予定地を決定。同日中に1,000戸の配置計画案作成。市長からもっと大量に必要なので引き続き用地調査の実施を行うよう指示あり。 ・ 建築協力会に電話で仮設住宅建設について協力要請。 ・ 民生局施設の被害状況を民生局にヒアリング。 ・ 神戸市設備協力会へ災害復旧体制について電話連絡するが連絡つかず。 ・ 関西電気保安協会と応急対応について連絡。 ・ 深夜、各都市からの救援物資の荷下ろし作業を応援。 ・ 応援要請に応じて東灘区へ4～5名、須磨区へ4～5名派遣し、また災害対策本部での市民の問い合わせに対応。（以後交代で実施） <p>18・ 建築協力会役員と応急仮設住宅建設について打合せ。（後に県から国の補助事業で行う旨の指示があり、市独自の手配をストップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の住戸配置計画及び基本プランを作成し、用地及び周辺の状態把握のための現地調査を実施。 ・ 仮設住宅の設備について関西電力、大阪ガス、水道局、下水道局等と引込み協議開始。各供給事業者の事務所も相当の被災状況。 ・ 応急仮設住宅の建設用地に立てる「建設のお知らせ」看板の作成準備。 ・ 簡易避難所の配置計画を検討。 ・ 神戸市設備協力会会長と連絡つかず。協力会会員の業者1社と連絡がとれ、早期復旧体制の確立を要請した。 ・ 公共建築物の被害状況について主管局に情報入手を依頼。 ・ 被害状況の現地調査の体制準備に入り、職員の出勤状況に合わせて順次現地調査実施。 ・ 3号館被害状況の調査実施。 ・ 2、3号館周辺に飛散したガラス等落下物の片付け、清掃、立ち入り禁止区域の仮囲い。 ・ 学校、住宅、経済、民生施設等の土木被害調査と応急処置の実施。 ・ 仮設住宅配置計画2,000戸決定。 <p>19・ 応急仮設住宅について、国、兵庫県、神戸市、プレ協で第1回目の打合せ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>発注窓口は兵庫県とする。 工事はプレ協を窓口とする。 基本プラン（3.6×7.2m）8坪型</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に建設する1,000戸（1次分）について神戸市で工事監理することに決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段途絶のため、本庁出勤、直近区役所への出勤などに分散。 ・ 営繕部の事務室のあった庁舎2号館は6階が圧潰され使用不能となり、1号館8階小会議室が住宅局と都市計画局に割り当てられた。 ・ 仮設住宅の配置にあたっては、図面がないため、住宅地図を拡大して行う。 ・ 出勤できなかった各課の職員の安否を電話で確認。（連絡がつかないことが多く困難であった） ・ 区への応援部隊は2～3日行きっぱなしとなり、連絡も不可。（避難者誘導、物資搬入、遺体安置等の業務）に ・ 初日から本庁の泊まり勤務の開始。（防災体制の継続） ・ 相当数の職員が出勤するが小会議室に営繕部、住宅局建設課、管理課と住宅供給公社の雑居状態で職員が廊下にもあふれ出る状況。 ・ 電話の回線も極端に少なく、連絡調整に支障をきたす。また事務処理機材や資料もない状況で混乱を極めた。 ・ 夜、各地からの救援物資の受入れ及び配送業務の応援開始。 ・ 避難所となった学校の被害状況調査開始。学校内には避難者が溢れ、トイレから既に異臭が漂う。校庭のあちこちにも汚物が転がり水の確保が最重要課題と痛感する。

	活 動	備 考
1 月	<p>19・ 応急仮設住宅の募集基準・方法法等について民生局及び住宅部管理課と打合せ。</p> <p>・ 応急仮設住宅の用地調査を実施。(以降、継続実施)</p> <p>・ 設備協力会と工事調整。</p> <p>・ 自家用電気工作物の保安管理確保のため高圧引込部の被害、停電、復電状況について調査を開始。</p> <p>・ 関西電気保安協会と重点施設臨時点検の打合せ。</p> <p>・ 高圧引込みケーブル損傷のため受電不能となった長田区総合庁舎、長田消防署への仮送電立会い。</p> <p>・ 学校施設の被害状況調査(2次災害防止)、応急措置を実施(建築協力会に協力を求め、被害甚大校から4班編成で実施)</p> <p>20・ 1次分の応急仮設住宅の用地及び戸数がほぼ確定。</p> <p>・ 応急仮設住宅の市内第1号として菊水公園で着工の予定が、交通渋滞で資材到着が遅れたため、21日午前に縄張り着手を変更。</p> <p>・ 簡易避難所の建設。</p> <p>仮設住宅建設には時間がかかることから神戸市独自でコンテナハウスの建設を計画。当初は浜山、浜中、駒ケ林の3ヵ所を想定。しかし以後変更になる。</p> <p>・ 水道局より一部給水開始の連絡があり、現状で流すと汚物の詰まりが懸念されるため、トイレの汚物除去を教育委員会に連絡するとともに環境局業務課へバキューム車の手配を依頼する。</p> <p>・ 設備協力会幹事会社と給水設備の復旧方針について協議。学校園については少なくとも1系統(1、2階)のトイレと外部手洗い場の2ヵ所の給水確保を優先するよう依頼。携帯電話3台の手配を依頼するも入手できず。</p> <p>・ 応急仮設住宅建設について県と打合。(プレ協、大阪ガス)建設主体は県とし、神戸市は監督業務をサポートすることを確認。</p> <p>・ この日より神戸市自家用電気工作物規程に定められた自家用施設の点検を再開するが、さしあたって各区の防災本部となっている区庁舎を重点に全統括施設の臨時点検を行う。交代で内勤、外勤となるが内勤班は各施設の復電状況の確認と異常事態の確認を行う。復電状況は地図上に図示。</p> <p>・ この頃より教育委員会より依頼のあった学校について危険度調査のため巡回(建築協力会、営繕部、教育委員会)危険度判定基準でもめる。</p> <p>部内から4～8班体制をつくる。</p> <p>・ ガラ搬出予定資料の作成、環境局(企画調整局)へ提出。</p> <p>・ 1号館27階復興プロジェクトチーム(住宅局)へ出向。</p> <p>・ 2号館：解体撤去し1号館と同様に30階建てにした場合の検討。</p>	<p>・ 設備協力会会員と連絡可否状況(82社中28社連絡がつくが54社はFAX不通)</p> <p><被害状況調査・応急措置></p> <p>・ 勤労会館、教育センター、中央図書館</p> <p>・ 村山総理、衆議院議長、西市民病院及び建設省(住宅局市街地建設課)の視察同行。</p> <p>・ 応急仮設住宅に関するマスコミ対応が増してくる。</p> <p>(記者発表、杭打ち開始、テレビ取材等)</p> <p>・ 設備協力会では小中学校と仮設住宅の給排水設備工事で能力オーバーのため、大手1社を通じ全国大手の設備業者による災害復旧支援体制の整備を依頼。</p> <p>施設の設備復旧の業者分担を決定。</p> <p>①学校、仮設住宅の担当： (神戸市設備協力会)</p> <p>②公共施設： (大阪空気調和衛生工業協会)</p> <p>・ 交通状況が悪いため当初は電話連絡によることとしたが電話不通の施設が多数あり。また通常の呼び出し音が鳴るため混乱する。</p> <p>・ 施工中の現場の被害状況の報告が入り始める。</p> <p>・ 千葉県の設備業者より洋風便器400セットの無償提供の申し入れ有り。</p> <p>・ 摩耶埠頭での救援物資の受入配送業務の応援開始。</p> <p>・ 連日、避難所、防災活動拠点を中心に施設の安全点検、被害状況の調査を実施。</p> <p>弁当、ペットボトル持参で朝出発夕刻帰庁の日々が続くことになるが交通渋滞が最大の支障となる。</p> <p>・ 大手建設会社より救援の申し入れがあり、設備工事にも対応可能でありバキューム車の配送も可能とのことから環境局業務課へ紹介。</p> <p><被害状況調査・応急措置></p> <p>・ 学校施設について、6班に増やして実施。(以後、継続)</p> <p>・ 須磨区民センター他。</p>

	活 動	備 考
1 月	<p>21・班編制で被災箇所の緊急度のチェックと応急処置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号館：防災施設（防火扉等）の不良箇所を応急補修。 ・応急仮設住宅の3団地追加。 ・応急仮設住宅図面一部承認。 ・応急仮設住宅第2次発注分約5,000戸の用地調査及び配置計画に着手。 ・簡易避難所用地の現地調査。 ・水道局に通水開始区域の情報提供を依頼。効率的な復旧が行えるように設備協力会に情報を提供する。 ・学校復旧打合せ。 ・学校園全ての被害状況調査を設備協力会に指示。 ・大阪ガスと被害状況及び復旧方針について打合せ。 ガス漏れの対応で手が一杯。復旧は未着手。公共建物内部のガス管の被害調査には協力できる体制にない。 ・仮設住宅はLPG設備での対応を指示。 ・仮設住宅の給排水引込みの現地調査を設備協力会に指示するとともに、この混乱した状況の中では道路堀削、給水申し込み等通常の手続きは不可能なため水道局、下水道公社と緊急取扱いについて協議。 ・応急仮設住宅の法的検討事項について、消防局、建築部と打合せ。 仮設住宅の消防設備について、下記の指導があった。 ①公園内に公道用消火栓がある時は消火栓ボックスを設置すること。 ②ABC消火器10型を2戸に1台の割合で設置する。 ③住戸の台所に簡易感知器を設置する。 ・学校園で建物に大きな被害があり使用不能の場合は、設備の復旧は行わないとの方針について教育委員会と合意。 ・施設の電気設備緊急復旧について神戸市電気協力会を窓口とすることとし、協力要請。 <p>22・仮設住宅建設予定地調査開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅が4団地で着工。 ・記者発表用に応急仮設住宅の戸数の確定作業を急ぐ。 ・簡易避難所の建設のため地元自治会等と協議。 ・教育委員会がまとめた被害校一覧表（第1報）に基づき被害状況調査が本格化。 ・主管課の依頼があった施設について第1次調査を随時実施。（以後継続） ・一般営繕施設の網羅的な第1次調査を実施するための資料（施設リスト・位置図等）を作成するとともに、調査体制づくりを急ぐ。 ・通水中の学校設備調査。 ・西市民病院被害状況調査。消火設備の機能回復不可。 冷暖房はガス供給開始とともに運転再開可能。受水槽、ポンプが全壊した本館にあり使用不能のため、新館の4階まで直圧給水ができるよう切替え工事に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震前の経常業務の設計は一時中断し、工事中の現場の被害状況の把握に努める。 ・課内の情報伝達を確実にを行うため係長会を毎日午後5時から行うことを申し合わせる。（各課同様の措置） ・設備協力会の会員自体被災していること、神戸市上下水道公認業者であり水道局や被災市民等からも多数の復旧依頼があること、全市的な交通渋滞の中で移動に相当の時間がかかることなど困難な状況が続いていた。 ・主管課から施設の被害状況（応急措置含む）の調査依頼が多くなる。 <p>・「被害建物のランク分け基準」及び「被害状況調査報告書（様式）」を決定、以後運用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の学校から電気式温水シャワー設備の要望が強く、教育委員会から調査、協力を要請された。 電気工事は関西電力が低圧別途引込みを行うこととなった。 （予定55カ所） ・大阪ガスよりLPG給湯器とシャワーバスユニットの無償提供の申し出があり、地域福祉センター、区総合庁舎等に設置の方向で災害対策本部と協議。現地調査と施設管理者の了解取り付けに着手。 給排水設備工事は市の負担を求められたため、災害対策本部民生部と協議し、避難者の救援に役立つものは実施の方針を得る。区対策本部ではシャワーバスユニットの設置数に限りがあり不公平となることを問題視し設置を断るところもあった。

	活 動	備 考
1 月	<p>23・3号館：外部窓ガラス（467枚）の取り替え開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木協力会へ土地災害応急復旧の依頼。 ・西市民病院について衛生局と対応を協議。（2次災害防止の点から本館地上部分を解体撤去することが決定） ・仮設住宅電話引込み等をNTTと協議。 <p>24・応急仮設住宅第2次発注分について県と打合せ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設の役割分担決定。 ・応急仮設住宅建設は県の事業で工事発注は兵庫県、工事監理は神戸市。 ・西神ニュータウン仮設用地調査。 ・兵庫県建築士事務所協会（会長、迫水建築設計事務所長）に一般営繕施設の第1次調査への協力を依頼。（被害の大きかった灘・東灘・中央・兵庫・長田区から調査に入ってほしい旨を伝える） ・工務課においても、主要施設及び緊急に要請のあった施設から順次調査を行い、必要な応急措置について緊急メモによって発注をしていくことで課内に周知。 <p>25・土木協力会に緊急工事の協力依頼をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の用地調査及び配置計画業務について、地元設計事務所に協力（業務委託）を依頼。（県：仮設住宅第2次発注5,546戸27箇所） ・仮設住宅の引込みに係る道路堀削について所轄土木事務所及び警察署と協議。 ・港島会館を他都市からの応援看護婦宿舎に使用したい旨、相談があり、断水中のためタンクと給水ポンプを手配。 ・全国大手の設備業者による支援体制は大阪空気調和衛生工業会が担当することとなる。兵庫県空気調和衛生工業会は兵庫県を担当する。 <p>26・1号館：EVシャフトの点検。構造材仕上げ材ともに異常なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西灘小～長峰中、清風公民館～妙法寺小の土木被害調査。 ・給水事情の確認を行いながら県の電気温水シャワー設置対象校の工事を進める。 ・簡易避難所打合せ。 ・全施設の電気被害調査を行うことを決定し、区毎に担当者を決め、神戸市電気協力会と共に調査を行うこととし、実態調査の日程、場所等の調整と協力会との協議を実施。 ・昇降機、防災設備、電波障害対策設備についても専門業者に調査を依頼。 ・市営共同浴場の被害状況調査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府大の広原学長、京大の三村教授等来庁。 ・地震発生後から混乱していた工務課の業務分担を整理し、臨時体制を整備。（以降、状況の変化に応じて業務分担・体制を修正していくことになる） ・消防局より応急仮設住宅用の消火器寄贈の報あり。 ・兵庫県計量保安課課長補佐よりプロパンガス協会について連絡あり。 ・大手電気メーカーより建築設備の分野での製品（例：空調機、ボイラーポンプ等）の無償提供の申し出れあり、民生部と協議。 区庁舎では懐中電灯、電池、電気ポット、電気ストーブ等の要望が強く、提供申し入れ製品と要望が合わず、また施設での電気容量アップの対応も困難であることから、義援金に振替。 ・この頃より水道復旧による通水開始が始まるものの各施設内で漏水が発生し、修理業者の到着時には再び断水となり漏水箇所の特定が不可能になるなど復旧作業に混乱と時間の浪費を招く。 ・この頃、自衛隊やボランティアによる仮設風呂が設置されるようになった。

	活 動	備 考
1 月	<p>27・土木協力会から地区別に緊急施工の対応ができる業者のリストを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春日野小～長田公民館土木調査。 ・市営共同浴場の被害状況調査及び復旧について同和対策室と協議 ・仮設住宅の洗濯排水の臭気防止、ユニットバスの接続区分等協議。 ・各施設管理者から設備の被害状況の報告及び対応。 ・在宅福祉センターの被害状況と復旧の依頼あり。 <p>28・財務課からの依頼により6年度補正予算見積作業開始。災害復旧の実施分と3月末までの想定費用を局別に見積。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備協力会と応急復旧工事と被害調査の費用算定について協議。(水道局の災害復旧協定単価に準ずる) ・土木応急工事の全面的取組。 ・国民宿舍須磨荘を応援の看護婦宿舍へ転用するため設備の被害状況調査及び復旧に着手。 ・ガス供給開始にあわせ暖房実施ができるようガス吸収式冷凍機の被害調査を大阪ガスに依頼。 ・大量の仮設住宅建設に伴い水道メーターの不足が懸念されるため水道局と協議。メーター確保を依頼。 1月末に10,000個確保の回答がある。 ・東部市場一部の建物に倒壊の危険性あり。機械設備の被害状況調査。 <p>29・解体、撤去費公表のための積算協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係の復旧工事が補助対象となるため、査定資料の作成が必要となる。(教育委員会より) ・建設省住宅局住環境整備室、市街地住宅整備室対応。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅減失戸数と仮設住宅数、住宅供給計画のフロー作成。 ②住宅市街地総合整備事業他の適用地域の検討、適用要件の検討。都市計画局が区整備事業対応。84区域との総合調整含む、(84地域+いくつかの地区)を重点事業地区としてスタート。 ・文部省の現地被害調査に立会。 ・緊急を要する危険校舎(4校)の解体撤去を決定。 ・在宅福祉課と打合せ。 <p>30・簡易避難所について地元調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急メモの処理に関する取扱方針を決定。 ・避難者が多く給水の復旧した学校での温水シャワー設置工事を進める。 ・学校園の給排水設備の段階的復旧方針について協議。次の①から⑤の段階を踏み、順次復旧を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ①飲料水確保のため緊急用給水栓の設置。 ↓ ②トイレ1系統(1・2階)の復旧。 ↓ ③管理諸室の復旧。 ↓ ④給水設備の全面復旧。 (受水槽、高架水槽の取替含む) ↓ ⑤排水設備の全面復旧。 ・共同浴場復旧について同対策室及び管財課と打合せ。 ・東京都より応急仮設住宅の設備仕様について問い合わせ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易避難所の設置完了。 ・自家用電気施設の調査中、灘区役所電気室に漏水発見、水道本管復旧に伴い、地下電気室に漏水。 今後の点検と安全対策を指示。 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の被害も甚大であることが次々と判明したが施工業者の能力を越えた工事量のため給水設備の復旧を先行することとし、給水復旧後に排水設備の対応を行うこととした。 ・学校の校庭では避難者の資材、家財等の据え置きがあり地中管路の調査に多々支障があった。また生徒の安全対策からマンホールに覆土していたため位置が不明で調査、復旧に時間を浪費した。今後は埋設管路の位置表示を確実にすることが痛感される。 ・各区の区民センター、ホールについては文化ホール施設課で被害状況の調査中である旨連絡あり。 ・建設大臣の菊水仮設住宅の視察に立会。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生局施設の被害調査を鋭意進めるが他局からの調査依頼も輻輳し、交通渋滞による移動手段(徒歩、自転車)の制約から調査の進捗もはかばかしくない。 ・教育管理課と学校の再開に向けて対応策協議。通水の開始につれ、汚水に関する苦情が目立ち始める。 下水普及率が高くバキューム車が少ないため、手配も困難。下水道局職員と汚水の詰まり除去について協議。避難所の優先処理に協力を依頼した。

	活 動	備 考
1 月	<ul style="list-style-type: none"> 31・市有建築物の被害見込額を約1千億円と推定。 ・営繕部として今後の施設建設（復旧から復興へ）に向けた調査の実施、計画の立案、体制づくりが急務との認識から、理財局財務課に調査・検討費を要請。 ・被災した消防署の仮設庁舎建設依頼に対応。 ・保育所被害調査。 ・共同浴場復旧について同対室と打合せ。 ・簡易避難所打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等からの被害調査の申し入れが増えてくる。 ・経理課より災害対応と一般工事の対応について説明あり。
2 月	<ul style="list-style-type: none"> 1・2号館：構造耐力度調査開始 ・6年度土地災害応急工事の見積。 ・第2次被害状況調査を行うための調査委員会（神戸市公共建築物震災調査会）の発足準備に入る。 ・応急仮設住宅の給水設備について水道局と打合せ。 <ul style="list-style-type: none"> ①舗装部を除き給水管は埋設配管とする。 ②メーター分担金は不要。 ・葺合消防署仮設庁舎建設打合せ。 ・神戸市電気協力会に全施設の調査を依頼する。 2・米国緊急事態管理庁（FEMA）調査団の西市民病院視察に立会。 ・営繕・教育連絡会議を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ①各学校の被害状況調査結果について協議。 ②平成6年度工事の取扱。 <ul style="list-style-type: none"> 完成直前の学校を除き、建設中のものは一時工事を中断する。平成7年度事業は実施しない等。 ③2月末までに全校開校の方針。3月15日の卒業式には体育館を使用できるよう要望あり。 ④災害復旧の国庫補助申請事務について協議。 <ul style="list-style-type: none"> 被害写真、被害状況図、復旧図を整備する。専決補修も補助差定対象。 ・温水シャワー設置工事の費用が県負担となることを衛生局から連絡有り。 ・電気災害復旧見積り完了。 ・工事発注用のメーカーリストの受付（通常2月実施）の問い合わせが、今年度は新規メーカーの受付のみ行うこととした。 ・避難所に使用するため既に自家用電気設備を廃止していた旧長田区総合庁舎の受電を行う。 3・震災復興促進区域の検討（既成市街地7,095ha） <ul style="list-style-type: none"> ・環境局災害廃棄物対策室から応援依頼。 ・学校の冷房設備の被害調査は契約を結んでいるメンテナンス業者に手配。設備課でも納入メーカーのサービス部門に調査を指示。 ・建設中の看護大学の8年4月の開校にむけて協議。 ・電気全施設調査開始。交通手段の無いなか、徒歩、自転車またはミニバイクで施設を回ることになる。最も寒い季節で、しかもひどい埃のなか非常に苦勞する。 ・2号館クーリングタワー移設計画開始。 4・真野地区災害対策本部の状況を聞く。 <ul style="list-style-type: none"> ・県と仮設住宅工程打合せ。 ・下水道本管復旧までの応急仮設住宅の「くみとり」について環境局と打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・灘区役所より部分停電の通報により現地調査。電熱器による過負荷トリップと判明。負荷制限を指示。（この後、同様の事例が多発する） ・補助査定について教育委員会管理課と協議。査定に際しては被害状況の写真が必要との指示あり。 <ul style="list-style-type: none"> 今までの復旧工事については工事を最優先したことと全市的な混乱の中でフィルムの入手が困難であったことから被害状況の写真がなく、これが後の補助査定で大きな問題となる。 「文教施設災害実務必携」の存在と内容について無知であったため、災害復旧対応が充分に行えなかったのが悔やまれる。 今後は職員研修の機会を利用して徹底することの必要性を痛感する。 ・ビルマルチタイプの空調設備には被害がないことが後日判明する。 <ul style="list-style-type: none"> ただ学校によっては避難者の処遇の違いに配慮し、設備に支障がない場合も運転を見合わせたところがある。 ・学校および災害対策本部から洗濯機用の給水栓設置の要望があるが、双方とも費用負担が難しく、また営繕部にも予算がなく、避難所の管理運営に支障がある中、迅速な対応ができなかった。

	活 動	備 考
2 月	<p>5・区画整理前提の計画案作成着手打合せ。 (御菅、松本・上沢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕部建築関係業務分担を整理。 <p>6・第1回神戸市公共建築物震災調査会(以下、震災調査会)を開催。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>①被災度判定の実施を確認 ②調査方法の調整 ③調査会日程の確認</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・設備協会から復旧工事の発注元により工事金額の査定が異なり設備業者の協力体制の足並が乱れることが考えられるので水道局の災害認定単価で統一するよう要望あり、設備課の基準により統一的査定をすることとし、協会請求の労務単価については承服できない旨回答。 ・教育委員会より3月15日の卒業式を講堂でできるよう電気仮復旧の依頼あり。 ・厚生省に解体・撤去費積算根拠説明(県にて) ・7年度土地本復旧工事の見積 <p>7・街路事業前提の計画案作成着手。(西須磨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災調査会による学校施設の被害調査を実施(2/10まで) ・教育委員会施設課より、仮設校舎はリースで発注するが、設備は工事発注するため技術相談、指導について依頼あり。 ・葺合消防署仮設庁舎の設計に着手。 ・教育委員会管理課から直接設備業者に指示した復旧工事の見積りも設備課で査定することとし、専決分も含め設備課へ提出するよう管理課へ依頼する。 ・学校施設復旧打合せ。 ・江戸町車庫：隣接の兵庫県住宅供給公社の分譲マンションの解体撤去に伴い、江戸町車庫の南側2スパンを一時解体の申し出があり、車庫全面使用停止。(約2ヶ月の見込み) <p>8・重点復興地域の地域決め打合せ。(都計計画局と)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊メモ書類作成。 ・2号館：「改修の基本方針目視調査報告書」まとまる。 ・仮設住宅、簡易宿泊所の建設に係る上下水道引込みの道路掘削について各土木事務所、管轄警察署への申請全て完了。 ・2号館冷却塔の移設工事について設計着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この頃、設備業者に学校側から多種多様な要望事項が直接連絡され、情報の錯綜等混乱を来すようになっていたため営繕部設備課又は教育委員会から直接指示した事項のみ処理するよう指示、併せて教育委員会から各校長宛通知し、指揮命令系統の統一を図る。 ・雨水利用東京国際会議実行委員会事務局以下来神。雨水利用装置「天水尊」寄贈の申し出あり。 (民間への寄贈となった) 小野柄地域福祉センター雨水利用状況案内。 ・交通事情の悪いなか、急な招集にもかかわらず、メンバー全員が出席。 ・学校では避難者のためのコンセント設置、電気温水器、夏場の冷蔵庫設置など電気設備の設置が相次ぎ電気設備容量の把握が困難となる。学校によっては短期ではあるが2倍もの需要電力となり、設備監視と過負荷への対応に苦慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の高架水槽、受水槽の被害状況 (1)老朽化、施工不良に起因する被害が多数。従って設置年限の古いものに被害が多発している。またFRP業界の内部強度基準確立以前のものに被害が多い。 (2)スロッシング現象により水槽天板が吹き飛んだのが特徴である。 (3)「建築設備の耐震設計・施工指針」が発刊される以前に施工された水槽では配管接続用フランジがもぎ取られ、漏水に到ったものがある。 (4)被害発生場所は被災震度の大きい東灘区、長田区等で多く、他に垂水区、北区、須磨区等でも見られ西区では無かった。 上記の事実から受水槽及び高架水槽の設計震度はそれぞれ1G、1.5Gで復旧することを決定した (従前は2/3G、1.0G) <ul style="list-style-type: none"> ・この頃、震災復興緊急整備条例の組み立て検討。

	活 動	備 考
2 月	<p>9・学校校舎解体撤去工事基準及び仕様書作成。 ・理財局経理課と工事発注及び緊急メモの取扱について協議。</p> <p>10・経理課協議。請負金額の1/100以内の天災不可抗力による損害額は、請負人の負担において処理する。 ・建築協力会へ全面的な協力依頼を行う。</p> <p>11・2号館：再利用の基本方針固まる。5F以上を解体撤去し、4F以下は構造補強して再利用、新たに5Fに鉄骨造で増築、工事期間は平成8年3月末までとする。 ・若松仮設住宅が最初に完成。 （以降、順次完成していく） ・県と学校の災害復旧単価について協議。 ・水道局西部センターにて仮設住宅のための給水可能エリア確認。 ・既に廃校となっていた下山手小学校にも避難者が多数あり、電気の引込み打合せ。調査。</p> <p>12・給食を新学期から再開できるよう給排水・ガスの復旧に向けて作業に着手。土間下配管の破損を復旧するには建築工事を伴うことから工務課と協議するも、この時点では2次災害防止工事を優先し、その他の対応はできないとの回答があり、建築部分も設備工事で対処するよう指示。</p> <p>13・学校施設の耐震設計基準の検討・作成に着手。 ・仮設住宅の鍵渡し日の応援体制を整備。 ・老人健康センター建設工事の工程会議再開。 ・避難者が多数のため使用電力がトランス容量を大幅に上回ったため山の手小学校のトランス入替え実施。</p> <p>14・被害状況調査。</p> <p>15・若松、脇ノ浜で仮設住宅入居開始。(市内の第一号) ・市会本会議</p> <p>16・本省現地対策本部へ(局長以下仮設住宅の経緯と計画説明) ・1号館被害調査(日建・竹中) ・残土ガラ処分量の調書作成。 ・建設省建築研究所来庁被害状況調査に立会。 ・2号館復旧工事計画開始。 ・ガス内管の復旧の費用負担について大阪ガスと協議。地震被害部3m以内は大阪ガスの負担で復旧し、これを越えるものは需要家が負担する。</p>	<p>・大手電気工事業者より神戸市に寄附金を頂く。秘書室長が応対。 この頃建築、設備の製品提供の申し出が相次ぐ。</p> <p>・小野柄地域福祉センターの雨水利用について、東京新聞より電話取材あり。</p> <p>・水道局から教育委員会へ通水再開区域内の学校には給水タンク車を配備することができないとの通知あり。北区では水不足で給水制限の可能性がでてきたこともあり、給水設備の早期復旧の対応も協議。</p> <p>・この頃は市街地において給水が未復旧の箇所がまだ多くあり、仮設住宅の完成時点で給水が復旧可能か見極めが必要であった。</p> <p>・この頃、上下水道の復旧工事は、水道局、下水道局、民間施設、公共施設などから早期施工の請求が殺到し神戸市内の上下水道公認業者の施工能力を遙かに越えていたため、建築工事への対応を指示したが、満足にできなかった。</p> <p>・市長が若松仮設住宅視察。 ・災害対策本部に他都市から応援に来ている水道業者より苦情あり。 「設備協力会はうまみのある工事を担当し、地理不案内の市外業者が交通渋滞の中、被災家屋の給水修理を担当、効率の悪い復旧体制となっている。」水道局業務課と情報交換・協議するも該当事実はなく、災害協定単価で精算するとのこと。匿名であったので回答せず。</p> <p>・高架水槽の取替について被害状況を踏まえ設計震度を再検討。 1.5G仕様とすると納期が45日+組立て作業となり、早期復旧に支障があるため、1.0Gで復旧することとする。</p> <p>・経理課協議。上下水道工事の入札は当面見合わせるとの方針提示あり。 入札辞退があったこと、公共工事で民間の復旧の進捗を遅らせる可能性があり、市民感情からも新設工事は受け入れられないこと等がその主たる理由。</p>

	活 動	備 考
2 月	<p>24・1号館：建設省建築研究所（基礎研究室）の常時微動測定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園機械設備工事の災害復旧方針について教育委員会と協議。機械設備の被害状況については外観目視検査ではその全容を把握できず電気、ガス、水道の供給設備の復旧を待たざるをえない。漏水テストは避難者が在室し所持品が置かれているため、実施が困難な状況である。 (1)プール設備、冷暖房設備は4月以降シーズンインまでに復旧する。 (2)1階土間配管の復旧は給食室、主配管を除き、夏休み工事で実施することに決定。①避難者が在室。②建築工事が絡み時間がかかる等が決定理由。 <p>27・応急仮設住宅第1次発注分が全て完成。(2/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「阪神・淡路大震災電気設備被害復旧連絡会議」出席。 <p>28・水道局中部センターにて仮設住宅のための給水可能エリア確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この頃より重点復興地域の考え方（建築制限、支援メニュー）の整理 ・2号館：什器、備品、書類等の搬出始まる。 ・2号館：2号館屋上にある全館共用のクーリングタワーを再使用するため3号館屋上への移設工事始まる。 ・京都市住宅局保全課長、設備課課長補佐2名の篤実な陣中見舞いがあり市内の被災、復旧状況を案内。
3 月	<p>1・長尾ハイツと市営住宅の地すべり確認のため、現地視察。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備公社に学校の復旧工事について協力をお願いする。（査定基準も含めて） <p>2・店舗付住宅の検討・試算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅応急修理打合せスタート。 ・平成6年度事業（震災時に継続していた計画・設計・工事）の取扱いについて主管課へのヒアリング結果を整理。 <p>3・応急修理の件、協力会へ依頼。（来庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長尾市住の地盤解析コンサルタント立会。 ・2号館：建設省建築研究所がコンクリート・コア採取。 <p>4・県と店舗付住宅協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点復興地域の面積確定、地域境界確定に向け作業。ベースマップの作成に入る。 ・住宅応急修理の業務内容及びその体制について検討・協議。 (1)西宮、明石の各市の受付状況及び修理対応の調査を実施。 (2)設備協力会、管工事業協同組合と応急修理依頼への対応協議。管工事業協同組合で対処することに決定。 (3)水道局に局負担修理範囲についてヒアリング。 <ul style="list-style-type: none"> ①本管～メーター、②メーター以降での飲料用水栓の設置までが原則であることを確認。 <p>6・2号館：増築に伴う建築基準法の取扱いについて市建築部と協議。（階段室の排煙は加圧排煙方式とし建築基準法38条の特認申請を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅応急修理内部打合せスタート ・有馬保養所土地災害立会 <p>7・学校施設の復旧工事の一部を都市整備公社に応援依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号館：構造調査開始。 ・測量設計協力会に査定資料作成経験のあるコンサルタントのリストアップを依頼する。 ・都市整備公社と応急工事対応の協議 <p>上旬・文部省の復旧工事単価作成。 （3/7幹事会、3/9委員会で承認）</p> <p>8・市長ヒアリング（助役ヒアリングの内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号館：崩壊した水道局（6階）部分の書類の搬出が始まる。 ・第3回震災調査会を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ①被害調査の報告 ②報告書の概要の調整。 ③今後の復旧・復興計画についての説明 ・平成7年度営繕工事ヒアリングを実施（～3/13） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小川助役ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①重点復興地域について ②住宅緊急3ヵ年計画について ③住市総事業について ④避難者解消計画について ・都市計画局長ヒアリング（重点復興地域）

	活 動	備 考
3 月	<p>9・復興計画から照会に対するワークショップ。</p> <p>10・東部市場土地災害復旧の査定打合せ。 ・住宅応急修理方針決定。修理の対象と方法について基本的な対応を決定し、受付者、施工業者によって対応に差異がないよう建築、設備の細目にわたって受付マニュアルを作成。</p> <p>13・告示用重点復興地域指定図の完成。 ・民生局北保育所土地災害立会。 ・6年度復旧工事の災害補助査定開始。</p> <p>14・住宅応急修理事務所開設。 ・まちづくりニュース校正のため堺市へ（電通印刷工場） ・貿易センタービルにて住宅応急修理事前受付開始。</p> <p>15・窓口表示用区域線の検討。（都市計画局） ・営繕部建築関係業務分担を変更。</p> <p>16・中央卸売市場東部市場にて、農水・大蔵省の災害復旧費国庫補助現地調査。（補助査定） ・補助査定は他にワールド記念ホール、中央体育館。 （※以降、順次現地調査に対応していく） ・上記東部市場の災害補助査定では (1)被害状況は申請者が必要な調査をし、立証する。 （調査費の個別計上は不可） (2)復旧の実態による工事費の割増積算は不可。 （通常工事として積算価格を算出） (3)災害復旧図、被害写真のないものは査定できない。 （0査定） (4)現状通りの復旧が原則。 （改良にあたるものは不可） (5)労務費は三省協定単価。物価は刊行物による。 (6)機器の取替は3社の機器不能証明書を添付。 (7)見積りは3社以上採り、査定すること。 (8)残廃材の処分費は計上不可。運搬費は認める。 (9)撤去にともなう設備機器や素材で再使用可能なものはこれを用いる。（再使用） 等の基準が提示された。</p> <p>17・住宅応急修理受付スタート</p> <p>17～31・建築部指導課指導係で建築相談対応、重点復興地域その他について</p> <p>18・岸谷調査団2号館調査 ・2号館：日本建築センターの「被災建物復旧計画評価委員会」（委員長：岡田恒男）の構造評価。 第1回現地視察。</p> <p>19・大阪にて、土木査定設計書の修正作業。</p> <p>20・保育課と保育所の補助申請について協議。査定対象施設11箇所の申請図書の作成依頼あり。機械設備は設計事務所による被害調査になじまない部分があり、復旧工事を先行実施し、そのなかで被害状況写真、復旧図等整備することが、事務処理、経費の面で最も合理的である旨提言、また7年度支出の緊急施工メモの取扱について理財局経理課と調整済と説明。工事の先行実施と調査・申請図書作成の並行作業について保育課と合意。</p> <p>22・第4回震災調査会を開催。 〔報告書原案の検討〕 ・水道配水管圧力不足のため、仮設会下山住宅に加圧給水装置をあと設置。 ・月ヶ丘小学校耐圧試験実施。 ・厚生省他の災害復旧費国庫補助申請のための資料作成に入る</p>	<p>・仮設コンテナビレッジ構想の売り込み。 （首都圏総合研より）</p> <p>11・住宅応急修理 助役説明 12・住宅応急修理 市長説明 13・住宅応急修理 記者発表</p> <p>・資料がないなか、厳しい査定で長い苦しい大蔵査定の始まり。</p> <p>16・以後の査定業務は各省庁、査定官立会官によって取扱が異なり、膨大かつ複雑な対応を求められることになる。 今から思えば最初の頃であったため準備も余りできてなく以後の査定にも影響を及ぼすことになった。大蔵立会官、農水省査定官ともに厳しい人で昼夜の別なく査定され、災害査定とは如何なるものか身に滲みて感じとれた。おかげで以後は気分的には楽になったが市側で査定項目を厳密に制限しすぎて国からの補助が少なくなる傾向があったのではないかと思われる。</p> <p>・その後、各所管課へ工事の先行実施について同趣旨を説明したが、合意を得られなかった物件があり、復旧工事費に比べ、調査、設計に大きな経費支出を要することになったものがある。</p>

	活 動	備 考
3 月	<ul style="list-style-type: none"> 23・FMフェニックス収録、まちづくりと支援策。 25・1号館の仮事務所からセンタープラザ10階、14階に移る。 28・中央市場査定打合せ。 ・月ヶ丘小学校受電。 29・通産省「阪神・淡路大震災電気設備被害復旧連絡会議」の現地調査同行。 (ミヨシ油脂、住友ゴムと神戸市分では港島会館を調査) 30・県と仮設住宅打合せ。(追加戸数の件) 31・県と仮設住宅打合せ。(〃) 県下3万戸発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今日から一人1台の机があたり、漸く落ち着いて仕事ができる環境になった。しかし天井が大部分落ちていて、ひどい状況である。 またエレベーターが1台しか動かず、エレベーター・ホールでは常に人が渋滞しており、上下の移動が困難である。営繕部で設備課だけが10階、営繕課、工務課が14階と離れており打合せが大変である。 27・仮設住宅の件、国土庁来庁。 (小里大臣の先駆け) 29・小里大臣来神。 (仮設住宅、ガレキ処理等視察)
4 月	<ul style="list-style-type: none"> 1・防災指令第3号から防災指令第1号になる。 3・住宅局の新体制発足。 ・理財局経理課と6年度に協議済の緊急施工メモ等の取扱について説明。 5・2号館：大蔵省視察。 ・教育と土地、工作物復旧打合せ。 ・東部市場排水管への海水侵入の防止要望に対応。 6・市営住宅起債打合せ。 7・市庁舎1号館の避難者受入れのため勤労会館トイレ使用可否冷房可否調査対応。 ・住宅応急修理係 貿易センタービル20階からセンタープラザ10階へ移動。 ・中央区総合庁舎の空調設備復旧着手。 8・1号館：24階ロビーの内装補修が完了。 10・中央市場査定打合せ。 12・2号館：新日本建築家協会視察。 13・2号館：復旧計画案を都市景観審査委員会承認。 ・中央市場農林省事前説明会。 14・9次クリンセンター完成検査。 17・国の大蔵査定7年度が始まる。 18・建設廃棄物打合せ。(土木関係部局・環境局) ・共同浴場早期再開について同和対策室啓発課と協議。 19・教育との定例会議開催。 20・仮設教室クーラー用電源引込について関電兵庫・明石営業所と協議。 21・仮設教室クーラー用電源引込について関電三宮営業所と協議。 22・避難所解消に向けて民生局災害対策本部より、待機所とする御影公会堂、旧長田区総合庁舎の冷房要望があり、早期復旧のため工事着手。 24・緊急3カ年計画の検討会。 26・応急仮設住宅の建築協力。(技術管理係・調査係) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省、文部省他の災害復旧費国庫補助現地調査(査定)の始まり。 (※以降、8月末まで継続、ただし一部は9月以降も断続的に実施) ・24階ロビー：市民開放はじまる。 ・担当者異動発令。 ・2号館：京都大学視察。 ・2号館：ロスアンゼルス市視察。 ・BC州より輸入住宅の売り込み。 (国際課と対応) 28・教育の残土ガラ 鈴蘭台仮置場終了。
5 月	<ul style="list-style-type: none"> 1・2号館：日本建築センターの「被災建物復旧計画評価委員会」の第2回現地視察。 8・応急仮設住宅打合せ。 9・中央市場復旧について港湾局と打合せ。 ・学校関係の土地、工作物の査定が始まる。(大池幼稚園) ・中央体育館改修工事完成検査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災前からの継続工事が本格的に再開されだす。 (※主要プロジェクト工事でコストダウンの要請を理財局財務課から受ける) ・災害補助査定及び復旧工事の早期発注等に忙殺される日が続く。

	活 動	備 考
5 月	<ul style="list-style-type: none"> 10・応急仮設住宅の建設用地調査。(東灘区、灘区) ・仮設教室クーラー用電源工事について施工業者と打合せ。 12・昨夜からの大雨により、丸山中学校の法面崩壊(二次災害) ・県から、7月中の避難所解消に向けた応急仮設住宅の追加建設について協議。 15・7年度6月単価作成準備開始。 ・応急仮設住宅の追加建設のうち神戸市発注分について、都市整備公社及び住宅供給公社への応援を依頼するとともに、営繕部内の執行体制を整備。 17・消防署損壊施設の復旧打合せ。 18・大阪生コンと会談。(公聴課と対応) 19・和光園災害応急工事の地元説明会開催。 ・東灘処理場担保検査、非常に沢山こわれていた。 22・2号館：日本建築センターの「構造評価」承認される。 22・応急仮設住宅屋外幹線、外灯設備の検討。工事費の算出。 23・公共建築復興基本計画策定始まる。(事務局会議) 24・震災後のアスベストに対する状況打合せ。(環境局) 25・応急仮設住宅工事分担調整。 29・諏訪山公園他2箇所の応急仮設住宅の契約が行われ、神戸市発注仮設住宅工事の本格開始。 30・2号館復旧工事38条申請、1回目審査。 31・避難所応援出務説明会。(灘区災害対策本部にて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災とエコロジー建築」について、建築士会で営繕部より講演。
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 1・応急仮設住宅の現場説明。(業者9社) ・応急仮設住宅の追加建設分1,968戸を発注。(第8次発注) ・第1回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会準備会。 2・仮設教室クーラー用電源設備の現場打合せ。 5・仮設住宅建設用地調査。(中央区) 7・仮設教室クーラー用電源設備の現場打合せ。 8・避難所応援出務開始。 9・第1回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会 ・中央市場復旧について港湾局と打合せ。 ・中央体育館改修工事完成検査。 ・鈴蘭台東住宅建設に伴う、地元説明会。 10・応急仮設住宅の建設用地調査。(東灘区、灘区) 12・千歳小受電設備復旧現場打合せ。 13・1号館：外壁プレコン(ガラス、石)調査、異常は認められず。以後3回実施するも同様。 15・2号館復旧工事38条申請、2回目審査。 21・2号館：現行5階建計画を更にもう1階増築し6階建てとした場合の検討指示を受ける。 ・応急仮設住宅8次分代替地 場所説明。 ・第1回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会計画部会。 26・応急仮設住宅の追加建設分450戸を発注。(第10次発注) 27・鷹匠中学校石積復旧について地元説明会。 28・教育施設復旧発注方法説明。 ・第1回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会全体部会。 ・震災による工期延期(灘小)を請負契約審査会にはかる。 30・応急仮設住宅下水道管公道占用申請打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設で早期再開の要請が相次ぎ対応を調整。 ・引き続き災害査定、復旧工事に忙殺される日々が続く。 ・学校関係の土地、工作物の査定が始まる。(大池幼稚園より) ・石油連盟よりコ・ジェネ導入、通産省補助の提言を受け、中央市民病院について通産省に申請。 ・葺合中学校第2グラウンド造成工事を仮設住宅建設のため中止。 23・復興基本計画関係ヒアリング。(神戸大学、室崎研) ・2号館：建設省より崩壊した2号館の保存について検討依頼あり。
7 月	<ul style="list-style-type: none"> 1・避難所解消に向けて避難者に仮設住宅の最終申込に応募するよう面談・説得。 3・水上消防署建替における防災機能打合せ。 5・西市民病院整備計画協議。 ・公共建築物の機械整備の災害対策・耐震設計基準の作成に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害工事起債補填のため、起債申請資料作成業務が発生

	活 動	備 考
7 月	<ul style="list-style-type: none"> 6・応急仮設住宅（外大、高専）の現場打合せ。 ・NTT、完成検査予定日打合せ。 ・待機所関連打合。（民生局）調理設備の設置等。 10・応急仮設住宅（味泥町）の現場打合せ。 ・中央区の住宅跡地に追加で応急仮設住宅を建設することに決定。 11・鷹庄中学校石積工事に対して東側住民より、工事による振動に対して苦情あり、一時中断。 ・第2回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会を開催。 12・昨夜の降雨により市住高丸住宅の法面崩壊、応急措置。 13・学校復旧件数の各担当配分決定。 ・2号館：参与他上京、建設省と保存案について協議。 ・待機所整備のため自炊設備設置調査と工事手配着手。 14・中央卸売市場変圧器復旧工事完成検査。 ・待機所関連調査 調理設備等。 17・応急仮設住宅第8次発注分の「中之島公園」他4団地が完成検査実施。（※以降、順次完成） ・地域的拡がりを含めた公共建築の調査について打合せ。（神戸大学、安田研） 18・教育施設への太陽光発電導入打合せ。 19・通産省「エネルギー自立型ライフスポット実証モデル事業」県・市出席し、県市で候補地提案。（計50ヶ所） 20・3号館：復旧工事の設計及び調査を始める。 24・会下山町管財宅地復旧現説。 ・千歳小受電設備工事現場説明。 25・応急仮設住宅第10次発注分の「高取山町2丁目」が完成。（※以降、順次完成検査を実施） 28・西部土木事務所と学校復旧について道路側溝と用地確認について打合せ。 ・舞子細道住宅建設打合せ。 ・学校の防災及び省エネ計画の打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅完成の目処がたち、避難所の解消を行うため、待機所の整備に着手。 ・3号館：構造調査報告書まとまる。 ・多井畑東仮設住宅完成検査。 ・王子サブグラウンド、大谷仮設住宅完成検査 ・諏訪山、渦森、御崎公園仮設住宅等の完成検査。 21・平磯仮設住宅完成検査。 24・高取山仮設住宅等完成検査。 25・中山手仮設住宅完成検査 ・学校の建替方針決定、基本計画に着手。 26・大和公園仮設住宅完成検査。 27・苅藻仮設住宅等完成検査。
8 月	<ul style="list-style-type: none"> 1・2号館：損壊した柱等の一部を保存決定。 2・2号館：市会承認、竹中工務店と本契約。 4・2号館復旧工事契約。（電気、機械） ・長尾住宅法面復旧打合せ。 ・経理課と学校復旧のブロック分け打合せ。 ・大石南と八幡の仮設住宅の完成検査。 9・桃山台中学校格技室の完成検査。 10・1号館：構造調査。（神戸大学田淵教授立会い） ・学校復興計画の打合せ。 12・待機所関連須磨区民センター現地調整会議。 14・性能発注について住宅供給公社ヒアリング。 16・建替21校の規模・日程打合せ。 ・2号館復旧工事38条申請建設省へ提出。2号館被害状態保存について質問を受けた。 17～21 ・待機所開設に向け調理施設の整備に着手。 18・待機所関連旧長田区役所現地調整会議。 21・第2回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会全体部会。 22・東須磨小の擁壁工事と隣接公園の仮設住宅の苦情見通しについて現地確認。 24・市営住宅の土地復旧について起債申請の打合せ。 25・第3回神戸市公共建築復興基本計画検討委員会を開催。 29・VE提案付入札の試行について経理課打合せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の避難者減少に伴い、温水シャワーの撤去が始まる。 2・瀬戸屋上公園仮設住宅完成検査。 3・白川高尾台仮設住宅完成検査。 4・味泥町仮設住宅等完成検査。 6・応急仮設住宅第8次発注分が全て完成。 7・高専仮設住宅等完成検査。 9・大石南第2仮設住宅完成検査。 10・熊内仮設住宅等の完成検査。 11・外大仮設住宅の完成検査。 ・応急仮設住宅第10次発注分が完成（※神戸市内の応急仮設住宅は全て完成） ・水上消防署が建替で方針決定。基本計画に着手。

	活 動	備 考
8 月	<ul style="list-style-type: none"> 30・垂水土木と道路復旧について打合せ。 31・待機所の法的位置づけについて民生局・建築部・消防局・営繕部と協議。 ・営繕見積り始まる。 	